

令和5年3月1日

「第2次那覇市観光基本計画策定支援（調査）業務委託」公募に係る質問への回答について

那覇市 経済観光部 観光課

令和5年2月3日付けで公告しました「第2次那覇市観光基本計画策定支援（調査）業務委託」公募に係る質問について、下記のとおり回答します。

No.	提案募集要項 及び 仕様書ページ	質問内容	回答
1	募集要領 P5 5（2）提出書類 ① プロポーザル 参加表明書につ いて	プロポーザル参加表明書等の提出は1部のみで良いでしょうか。あるいは、企画提案書と同様に9部提出が必要でしょうか。	1部のみです。 P5（2）の提出書類に関しましては各1部の提出をお願いいたします。
2	募集要領 P5 5（2）提出書類 ⑦ 受託業務実績 書について	受託業務実績書の添付資料について、実施したことが分かる資料として、テクリスを添付してもよろしいでしょうか。	テクリスの添付も可能とします。
3	募集要領 P6 6（2）提出書類 ア 企画提案書に ついて	企画提案書の書式（文字ポイントやフォント等）について規定はありますでしょうか。	規定はありませんが、視認性を確保した内容とすること。
4	募集要領 P6 6（2）提出書類 イ 企画提案書を	企画提案書を補完するため必要な参考資料について、ページ数の制約はありますでしょうか。	ページ数の制約はありません。
5	補完するため 必要な参考資 料（任意）につ いて	P7「7（4）プレゼンテーション審査について」では『 <u>企画提案書</u> を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加（中略）～ <u>提案書以外</u> の資料を使用するの説明は不可』とありますが、この『企画提案書を補完するために必要な参考資料』をプレゼンテーションで活用することは可能	プレゼンテーションは企画提案書のみを使用させていただきます。

		でしょうか。	
6		企画提案書を補完するために必要な参考資料の有無や内容が、企画提案書の評価の対象ともなりえますでしょうか。	補完するための資料の有無や内容で評価することはありません。
7	募集要領 P6 6(2) 提出書類 ウ 見積書について	<p>募集要領 p.6 には提出書類一覧の中に『ウ 見積書』とございますが、一方で【別紙 1】企画提案書作成要領でも記載内容に『②企画提案【価格】』とあり、重複して見積りに触れる体裁となっております。これについては、【別紙 1】企画提案書作成要領にある『【価格】』の項目を、『ウ 見積書』で代替できるものと見なしてよろしいでしょうか。</p> <p>また、見積りに関する項目を『ア 企画提案書』の枠外で記載することになりますので、その際に見積書は企画提案書の制限である「20 頁以内」の対象外となる、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問を踏まえ、【別紙 1】企画提案書作成要領を次のとおり修正します。</p> <p>記載内容のうち、「【価格】・提案が本業務の提案上限額の範囲内で実施できるよう提案すること。」を削除します。</p>
8	募集要領 P7 7(4) プレゼンテーション審査について	『入室者は 2 名までとします』とありますが、共同企業体であってもプレゼンテーション審査への参加は全体で 2 名まででしょうか。	1 プレゼンテーションにつき入室は 2 名までとします。 よって、共同企業体であっても 2 名までとします。
9	募集要領 P8 12(1) 対象経費について	対象経費にかかり、共同企業体間の予算配分比率について制約はありますか。	制約はありません。 共同企画体協定書（様式第 5 号）の第 8 条、第 9 条では、各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については構成員全員で構成される運営会議で別に定めるものとしています。
10	募集要領 P9 12(2) 留意事項について	「ウ. 様式第 1～8 号に押印は必要ありません。」とありますが、共同企業体協定書も不要になりますでしょうか。	<p>様式 5 号の関しましては押印が必要になります。 よって、ご質問を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>ウ. 様式第 1～4 号、第 6～8 号に押印は必要ありません。</p>

11	仕様書 P3 (7)観光推進本部 ならびに(8)観光 審議会の運営支 援について	「観光推進本部」及び「観光審議会」にか かる謝礼金について、想定額を提示いた だくことは可能でしょうか。	受託事業者が謝礼金を支払うこ とはありません。 「観光推進本部」は庁内組織とな りますので、謝礼金等はありません。 「観光審議会」については当市 が報酬と旅費を支払います。
12		委員の構成について、提案することは可能 でしょうか。(委員追加など)	提案は不可となっております。
13	別紙 2 評価基準につ いて	評価項目ごとの配点はございますか。	はい、ございます。 配点を追加修正しましたので、 「募集要領等」の資料にあります 別紙 2 をご参照ください。
14	契約手続きにつ いて	電子システムを使用した電子契約は可能 でしょうか。	電子契約は行っておりません。